

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）

資料 2

平成29年2月10日
保健福祉局地域福祉課

1 策定方針

【根拠法令】 社会福祉法第107条

【基本目標】 「ともに支えあう地域福祉社会を創る」

■計画（全体）

・地域住民や団体等に計画をより一層浸透・定着させるため、第3期計画の体系を踏襲し継続性を確保する。

■市計画

- ・地域包括ケアシステムを推進する仕組みを取り入れる。
- ・生活困窮者自立支援方策を計画に取り入れる。
- ・計画の推進状況の評価を、区計画と合わせる（S、A、B、Cの4段階評価）。

■区計画

- ・重点取組項目を含む全ての取組項目について、社会福祉協議会地区部会エリアごとに実施状況を把握し、計画に反映させていく。
- ・重点取組項目は、「地域の生活課題やニーズを踏まえ、重要度や優先度が高い取組を設定する」という従来からの考え方を基本とし、計画期間中に目標・推進状況を把握して、区支え合いのまち推進協議会や千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告する必要性が高い項目とする。

■近年の法令・制度等の流れへの対応

- ・地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業との関連性を整理して、記載する。
- ・社会福祉協議会地区部会と町内自治会とのさらなる連携、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの専門職の活用を含む地域福祉の担い手の確保について、対応策を検討し、記載する。
- ・社会福祉法改正による社会福祉法人の地域公益事業をはじめ、ボランティア活動やNPOなどの民間の取組みを掲載し、多様な地域資源を創出する基盤の整備を図る。

■その他

- ・計画期間は、千葉市新基本計画（第3次実施計画）の期間などとの整合を図り、平成30～32年度の3年間を予定する。

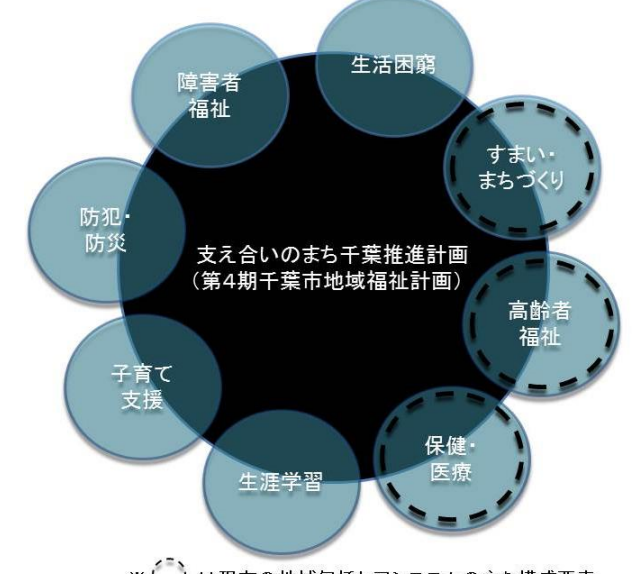
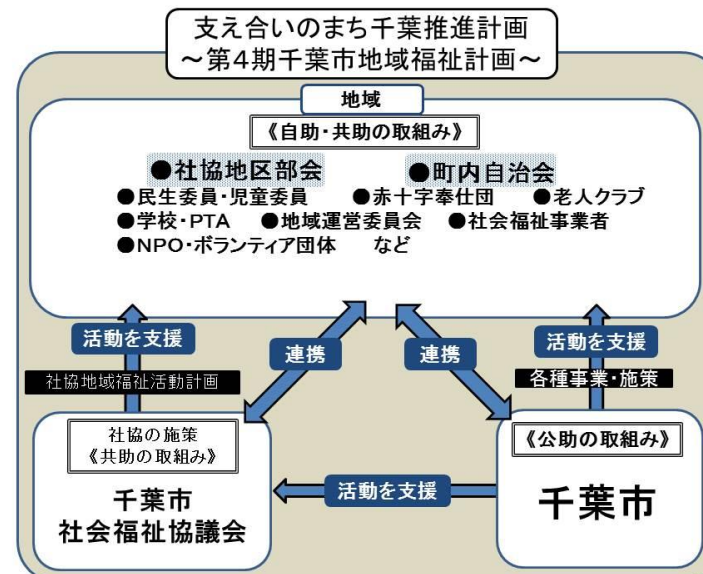
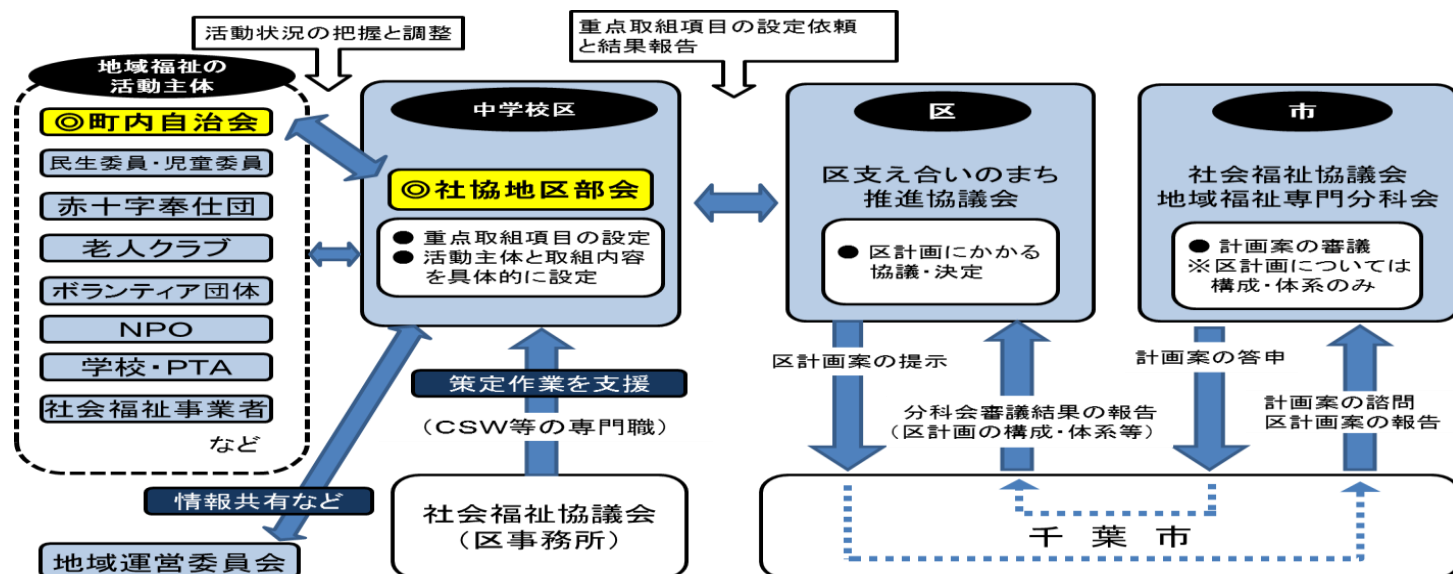
3 スケジュール

平成29年	1月	区計画の全ての取組項目の実施状況調査開始（社協地区部会エリアごと）
平成29年	2月	平成28年度第3回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（策定方針・骨子の承認）
	2～3月	各区支え合いのまち推進協議会（重点取組項目選定依頼 区←市）
	2～3月	計画の策定作業開始（市、区支え合いのまち推進協議会、社会福祉協議会地区部会）
	3～6月	計画素案の作成（市、区支え合いのまち推進協議会、社会福祉協議会地区部会）
	5月	WEBアンケート調査実施（市）
	6月	各区支え合いのまち推進協議会（各区計画素案承認 区→市）
	7月	平成29年度第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（計画素案の審議）
	7～9月	計画案の作成（市、区支え合いのまち推進協議会）
	9月	各区支え合いのまち推進協議会（各区計画原案承認 区→市）
	10月	市民説明会
	11月	平成29年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（計画原案の審議）
	12月	パブリックコメント手続き
平成30年	3月	平成29年度第3回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（計画最終案の承認）
	3月	第4期千葉市地域福祉計画策定

4 計画のイメージ

＜第4期千葉市地域福祉計画のイメージ＞

＜地域福祉計画と各分野との関係＞



※ 〇は現在の地域包括ケアシステムの主な構成要素